

居 住 水 準 に つ い て

居住水準とは、国民が安定したゆとりある住生活を営むことができるよう、住宅建設五箇年計画で定めている目標をいい、第八期（平成13年度～平成17年度）の計画では、次の水準が設定されている。

最低居住水準

健康で文化的な住生活の基礎としての必要不可欠な水準

誘導居住水準

平成27年度を目途に全国で3分の2の世帯が、また、すべての都市圏から平成22年度を目途に半数の世帯が確保できるようにする水準で、次の2区分から成る。

都市居住型

都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定したもの

一般型

都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定したもの

これらの居住水準では、それぞれ、居室、設備、住宅の環境及び世帯人員別住宅規模を中心にその基準が示されているが、この調査においては、世帯人員別住宅規模（住居室の面積）を用いて、家族構成に応じた居室の広さを算出し、各世帯がそれぞれの居住水準を確保しているかどうかで判断した。

なお、第八期住宅建設五箇年計画で設定している各居住水準ごとの標準的な世帯構成の世帯人員に応じた住戸の規模は、次のとおりとなっている。

最低居住水準

世 帯 人 員	居室面積（内法）	住戸専用面積（壁芯）
1 人	7.5 m ² （ 4.5 畳 ）	18 m ²
1 人（中高齢単身）	15.0 m ² （ 9.0 ）	25
2 人	17.5 m ² （ 10.5 ）	29
3 人	25.0 m ² （ 15.0 ）	39
4 人	32.5 m ² （ 19.5 ）	50
5 人	37.5 m ² （ 22.5 ）	56
6 人	45.0 m ² （ 27.0 ）	66

- 注 1．標準的な世帯構成とは、世帯人員3人以上の場合、夫婦と分離就寝すべき子供により構成される世帯をいう。
- 2．居室面積には、寝室及び食事室兼台所のみを含む。
- 3．住戸専用面積には、寝室、食事室兼台所、便所、浴室、収納スペース等を含むが、バルコニーは含まない。

誘導居住水準

都市居住型

世帯人員	居住室面積(内法)	住戸専用面積(壁芯)
1人	20.0 m ² (12.0 畳)	37 m ²
1人(中高齡単身)	23.0 m ² (14.0)	43
2人	33.0 m ² (20.0)	55
3人	46.0 m ² (28.0)	75
4人	59.0 m ² (36.0)	91
5人	69.0 m ² (42.0)	104
5人(高齡単身含む)	79.0 m ² (48.0)	122
6人	74.5 m ² (45.5)	112
6人(高齡夫婦含む)	84.5 m ² (51.5)	129

- 注 1. 標準的な世帯構成とは、世帯人員3人以上の場合、夫婦と分離就寝すべき子供により構成される世帯をいう。
2. 居住室面積には、寝室、食事室、台所(又は食事室兼台所)及び居間のみを含む。
3. 住戸専用面積には、寝室、食事室、台所(又は食事室兼台所)、居間、便所、浴室、収納スペース等を含むが、バルコニーは含まない。

一般型

世帯人員	居住室面積(内法)	住戸専用面積(壁芯)
1人	27.5 m ² (16.5 畳)	50 m ²
1人(中高齡単身)	30.5 m ² (18.5)	55
2人	43.0 m ² (26.0)	72
3人	58.5 m ² (35.5)	98
4人	77.0 m ² (47.0)	123
5人	89.5 m ² (54.5)	141
5人(高齡単身含む)	99.5 m ² (60.5)	158
6人	92.5 m ² (56.5)	147
6人(高齡夫婦含む)	102.5 m ² (62.5)	164

- 注 1. 標準的な世帯構成とは、世帯人員3人以上の場合、夫婦と分離就寝すべき子供により構成される世帯をいう。
2. 居住室面積には、寝室、食事室、台所(又は食事室兼台所)居間及び余裕室のみを含む。
3. 住戸専用面積には、寝室、食事室、台所(又は食事室兼台所)、居間、余裕室、便所、浴室、収納スペース等を含むが、バルコニーは含まない。